

平成27年10月6日

第70回 神戸市個人情報保護審議会

臨時福祉給付金システムへの項目追加について

(保健福祉局)



神保総総第 1350 号
平成 27 年 10 月 6 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

臨時福祉給付金支給管理事務システムへの居所情報の提供について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：保健福祉局総務部保護課
保健福祉局総務部計画調整課
保健福祉局高齢福祉部高齢福祉課
保健福祉局高齢福祉部介護保険課
保健福祉局障害福祉部障害福祉課
保健福祉局障害福祉部障害者支援課
保健福祉局障害福祉部障害者更生相談所
保健福祉局障害福祉部こころの健康センター

臨時福祉給付金支給管理事務システムへの居所情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 【福祉情報システム内の生活保護事務に関する情報】
- 【福祉情報システム内の民生委員児童委員事務に関する情報】
- 【福祉情報システム内の高齢福祉関連事務に関する情報】
- 【福祉情報システム内の介護保険関連事務に関する情報】
- 【福祉情報システム内の障害福祉関連事務に関する情報】
- 【福祉情報システム内の障害者支援関連事務に関する情報】
- 【福祉情報システム内の障害者更生関連事務に関する情報】
- 【福祉情報システム内の自立支援医療事務に関する情報】

福祉個人番号

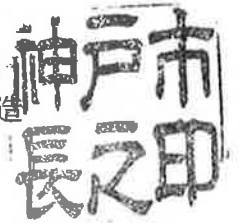
居所



神こここ第 3857 号
平成 27 年 10 月 6 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

臨時福祉給付金支給管理事務システムへの居所情報の提供について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：こども家庭局こども企画育成部こども家庭支援課
こども家庭局こども企画育成部こども青少年課
こども家庭局子育て支援部事業課
こども家庭局こども家庭センター

臨時福祉給付金支給管理事務システムへの住所情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【福祉情報システム内のこども家庭支援事務に関する情報】

【福祉情報システム内の子育て支援事務に関する情報】

福祉個人番号

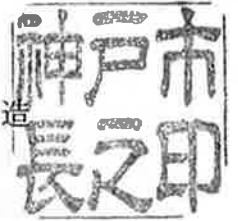
住所

ハ

神保総総第 1355 号
平成 27 年 10 月 6 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

臨時福祉給付金支給管理事務システムへの情報項目の追加について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：保健福祉局総務部総務課

臨時福祉給付金支給管理事務システムの項目追加について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 【福祉情報システム内の生活保護事務に関する情報】
- 【福祉情報システム内の民生委員児童委員事務に関する情報】
- 【福祉情報システム内の高齢福祉関連事務に関する情報】
- 【福祉情報システム内の介護保険関連事務に関する情報】
- 【福祉情報システム内の障害福祉関連事務に関する情報】
- 【福祉情報システム内の障害者支援関連事務に関する情報】
- 【福祉情報システム内の障害者更生関連事務に関する情報】
- 【福祉情報システム内の自立支援医療事務に関する情報】
- 【福祉情報システム内のこども家庭支援事務に関する情報】
- 【福祉情報システム内の子育て支援事務に関する情報】

福祉個人番号

居所

臨時福祉給付金支給管理事務システムへの情報項目の追加について

1 業務の内容

(1) 臨時福祉給付金の概要

(目的) 平成 26 年 4 月からの消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、
低所得者に対して、暫定的、臨時的措置として実施

(対象者) 住民税が課税されない者(課税者の扶養親族、生活保護受給者を除く)

(対象者数) 約 36 万人

(支給額) 平成 26 年度：1 万円(平成 26 年 4 月～平成 27 年 9 月までの 1 年半分)
平成 27 年度：6 千円(平成 27 年 10 月～平成 28 年 9 月までの 1 年分)

(2) 項目追加の趣旨

臨時福祉給付金については、対象者と見込まれる方に申請書を送付し、申請に基づいて審査を行い、支給等を行っている。これら一連の処理を正確・迅速に実施するため、平成 26 年 3 月に個人情報保護審議会へ諮問したうえで、支給管理事務のシステム化を行い、業務を行っている。

対象者への事前の個別勧奨にあたっては、平成 26 年度は住民票の住所へ申請書を送付したところ、宛所不明として約 5,000 通が返戻されたため、平成 27 年度については、福祉情報システムに登録されている、居住実態により近い「居所」についても使用することが効果的と考え、住民票の住所と異なる居所に登録している対象者については、当該居所宛てに申請書を送付し、できる限り確実に個別勧奨を行う。

なお、当該事業については、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」において、給付付き税額控除や複数税率等の施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として実施すると明記されており、平成 28 年度以降についても実施される可能性が高いことから、今年度とともに来年度以降の事業継続も見込んで、諮問を行うものである。

(3) 新たに居所情報を利用する情報

福祉情報システム内の以下の事務に関する情報

データ	提供元
生活保護事務	保健福祉局総務部保護課
民生委員児童委員事務	保健福祉局総務部計画調整課
高齢福祉関連事務	保健福祉局高齢福祉部高齢福祉課
介護保険関連事務	保健福祉局高齢福祉部介護保険課
障害福祉関連事務	保健福祉局障害福祉部障害福祉課
障害者支援関連事務	保健福祉局障害福祉部障害者支援課
障害者更生関連事務	保健福祉局障害福祉部障害者更生相談所
自立支援医療事務	保健福祉局障害福祉部こころの健康センター
こども家庭支援事務	こども家庭局こども企画育成部こども家庭支援課
	こども家庭局こども家庭センター
子育て支援事務	こども家庭局こども企画育成部こども青少年課
	こども家庭局子育て支援部事業課

(4) 実施計画

平成 27 年 7 月 21 日～30 日 平成 27 年度臨時福祉給付金申請書の発送

8 月 3 日～ 申請受付の開始、審査、データ処理、支給決定

平成 28 年 2 月 3 日 申請受付の終了（年度内に支給決定）

※ 平成 28 年度以降のスケジュールは未定

2 個人情報保護

「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

(1) システム上の保護

ア 対象者特定に必要なデータ抽出や事務室における端末機の操作にあたっては、個人 ID による認証、パスワードの設定を行い、作業する者については職員、委託事業者ともに、特定人に限定する。

イ 個人情報に係るデータについては、端末機には保存せず、入退室管理用 I Dカードにより、入退室制限を設けた保管施設に設置されているサーバで一括管理する。

ウ 端末機とサーバは専用通信回線により接続し、外部ネットワークには接続しない。外部からの不正アクセスを受けることを防止するとともに、コンピュータウィルスからの感染を防止する。

(2) 運用上の保護

ア パスワードは定期的に変更するとともに、操作の状況を記録する。

イ サーバを管理している保管施設への入退室は、特定の関係者のみに限定し、入退室の状況を記録する。

ウ 電子データを記録した電子記録媒体にはパスワードを設定した上で、提供及び受領にあたっては、受払簿により経緯を記録し、確認できるようにする。

エ 電子記録媒体は施錠可能な金庫等に保管し、保存する必要がなくなれば、速やかに消去し、電子記録媒体はデータシュレッダー処理などの方法で、記録の内容を復元できない状態にして廃棄する。また、保存年限を経過した帳票は、シュレッダーや焼却処分など確実に速やかに廃棄する。

オ 個人情報の適正な取扱を確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行う。

(3) 外部委託にかかる情報の保護

本事業において、申請書の印刷、審査、口座情報等の入力及びコールセンター業務等の外部委託にあたっては、情報セキュリティポリシー等の遵守を定めた委託契約約款及び情報処理業務の委託契約に関する情報セキュリティ遵守特記事項に基づき、個人情報の保護について厳格に管理する。

